富山市まちなかリフォーム事業計画地位承継承認申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

申請者 住 所 氏 名

富山市まちなかリフォーム補助事業補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、 年 月日付け富山市指令 第 号をもって認定を受けた事業計画の地位について、次のとおり承継の承認を申請します。

1 地位の承継に関する事項

| 住 | 宅 | | の | 所 | 7 . | Ē | 地 | |
|---|-----|-----|---|----|------------|----|---|---|
| 認 | 定 | 事 | 業 | 者 | の | 氏 | 名 | 印 |
| 認 | 定 | 事 | 業 | 者 | の | 住 | 所 | |
| 申 | 請者と | 2 認 | 定 | 事業 | 者と | の関 | 係 | |
| 地 | 位の | 承 | 継 | を | 行う | 理 | 由 | |

2 確認事項(以下の内容を確認の上、提出してください)

確認欄 内容 (/を記入) 1 申請者及び同居する者に、本補助金又は富山市公共交通沿線リフォーム補助事業補助金の交付を 受けた者がいないこと。 1 次に掲げる基準を遵守し、本申請を行うこと。 (1) まちなか住宅指針1-1 一戸建て住宅(別紙2参照)※一戸建て住宅のみ (2) まちなか住宅指針1-3 共同住宅(取得する場合)(別紙2参照)※共同住宅のみ 2 次のいずれかに該当する者は、本申請を行うことができないこと。 (1) 建築基準法、都市計画法、市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講 ずるための指導又は勧告に従っていない者で、その指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由 がないと市長が認める者 (2)暴力団員 (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者 (4) 前各号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適当であると市長が認める者 3 次のいずれかに該当するときは、市長が事業計画の認定を取り消すことがあること。 (1) 偽り、その他不正な手段により、事業計画の認定を受けたとき。 (2) 認定を受けた事業計画と異なる事業を行ったとき。 (3) 事業計画の認定を受けた日以後において、上記2(1)~(4) に掲げる者になったとき。